

## 【訂正とお詫び】

本書『改訂7版 知らなきゃトラブる！ 労働関係法の要点』の解説に誤りがありました。下記のとおり、訂正してお詫び申し上げます。

111 頁「ココもチェック！ 賃金請求権等の消滅時効」の一番下の枠囲み内（下線部を訂正）

（誤）

①の賃金請求権の消滅時効期間は、従来3年でしたが、令和2年の労基法改正により、5年に延長されました。ただし、これには経過措置が設けられ、当分の間、従来と変わらず3年とされています。

↓

（正）

①の賃金請求権の消滅時効期間は、従来2年でしたが、令和2年の労基法改正により、5年に延長されました。ただし、これには経過措置が設けられ、当分の間、3年とされています。